

第三セクター等の 経営健全化について

伊丹市行財政審議会

これまでの第三セクター等の経営健全化について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)の全面施行により、第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったこと等を踏まえ、平成21年度から平成25年度を集中期間として、全国的に「第三セクター等の抜本的改革」が推進されてきました。

本市においても、学識経験者等外部委員を含む「伊丹市行財政改革推進懇話会」より、「伊丹市の第三セクター等に関する経営検討意見書」(平成24年1月)が提出されたことを受け、経済情勢の変化などにより厳しい経営見通しとなっていた3団体(都市整備公社、公園緑化協会、土地開発公社)を解散し、残る第三セクターについても当該意見書を基に経営健全化に努めていくものとしているところです。

＜これまでの抜本的改革の取り組み＞

◇財団法人都市整備公社の解散

解散日:平成25年4月1日

主な理由:公益法人改革により公益財団法人へと移行することが困難となったため、解散し資産や事業を市へ移管し、市立施設として有利な補助制度や低利の地方債を活用していくことが望ましいとしたため。

◇財団法人公園緑化協会の解散

解散日:平成25年4月1日

主な理由:資産の大規模改修が迫っており、財団独自の資金調達は困難であり、今後新たな損失補償なしに保有資産の維持が困難であったため。

◇伊丹市土地開発公社の解散

解散日:平成25年2月14日

主な理由:平成22年度末で約26億円もの累積欠損金をかかえ、保有地の処分には積極的に取り組んでいるものの、長期保有かつ処分困難地を抱えていること、借り入れ利率も高く、借り換え手数料も高額であり、市からの補助金がなければ負債が累積していく状況であり、今後も経営が改善していく見通しはなかったため。

《参考:第三セクター等改革推進債の活用》

借入額 : 3,280,500千円

利率 : 0.311%(同日の10年国債金利:0.753%)

※第三セクター等改革推進債:総務省が5年間(H21~H25年度)の特例で、第三セクターなどの解散や再建を条件に発行を認めた地方債

経営検討意見書における第三セクターの整理

【1】伊丹市における第三セクターの概要

(1) 市の出資比率 25%以上の 11 団体

市が 25%以上を出資又は出せんしている法人、市が損失補償等の財政援助を行っている法人、その他市がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人と地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）を検討対象とし、伊丹市には 11 団体が該当します。

表 1 市の出資比率 25%以上の 11 団体の状況

No.	団体名	業務	損失補償等	採算性理由	① 損失補償 =有 採算性 =無	② 損失補償 =無 経常収支 =赤字	③ 土地開発公 社=債務保 証による土 地の保有期 間 5 年以上	資産の 保有状況	備考
1	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	地域福祉の総合支援	無	有				—	
2	伊丹コミュニティ放送株式会社	エフエムいたみ管理運営	無	有				—	
3	公益財団法人阪神北広域救急医療財団	阪神北広域こども急病センター管理運営	無	有				—	
4	公益社団法人伊丹市シルバー人材センター	高齢者雇用促進	有	無 標準評価方式「E」				有	法に基づき県の指定を受けた団体 高齢者就労に不可欠
5	財団法人伊丹市都市整備公社	賃貸住宅管理・特定優良賃貸住宅・駐車場管理	有	無 標準評価方式「C」	}			有	検討対象
6	財団法人伊丹スポーツセンター	スポーツセンターの管理運営	有	無 標準評価方式「E」				有	緊急を要する資産の大規模改修の予定無
7	公益財団法人柿衛文庫	俳諧資料の研究・保存・公開	無	無 経常収支赤字				有	緊急を要する資産の大規模改修の予定無
8	財団法人伊丹市公園緑地協会	緑化啓発・都市公園維持管理・昆虫館管理運営	有	無 標準評価方式「E」				有	検討対象
9	公益財団法人伊丹市文化振興財団	生涯学習・文化施設の管理運営・イベント	無	無 経常収支赤字				無	専門性・機動性があり、行政の代替的・補完的役割
10	伊丹都市開発株式会社	みやのまち 3・4号館貸店舗・受託管理・駐車場管理	無	有				—	
11	伊丹市土地開発公社	土地の取得・あっせん・測量等	有	無 保有期間 5 年以上の土地保有				有	検討対象

【2】抜本的改革対象の絞り込み

行財政改革推進懇話会として、時間の制約のある中で解散を視野に入れた抜本的改革策を検討するには、優先すべきは時限措置として制度化された「第三セクター等改革推進債」を活用すべき、あるいは、社会情勢の変化から第三セクター設立当初の存在意義が失われ、市が直接、又は、民間を活用したほうが事業の効率化が図れる団体であると判断し、次のとおり対象団体の絞り込みを行いました。

前表にあるとおり、検討対象の 11 団体中、**社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団、伊丹コミュニティ放送株式会社、公益財団法人阪神北広域救急医療財団、伊丹都市開発株式会社**の 4 団体については、損失補償もなく、採算性もあると判断することができます。

残る 7 団体については、損失補償があり、採算性の判断について総務省の損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式で「C」又は「E」となっているものと、損失補償はないが、経常収支が赤字であるもの、伊丹市土地開発公社は債務保証により取得した土地で、保有期間 5 年を超える土地を保有している状態であり、それぞれ採算性がないものと判断できます。

表 2 <参考>損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式基準

総務省標準評価方式		
A	(正常償還見込債務)	10%
B	(地方団体要関与債務)	30%
C	(地方団体要支援債務)	50%
D	(地方団体実質管理債務)	70%
E	(地方団体実質負担債務)	90%

} 採算性がないものと判断

その 7 団体を、検討した結果、以下のとおりと判断しました。

公益社団法人伊丹市シルバー人材センターについては、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年 5 月 25 日法律第 68 号）に基づき県の指定を受けた団体であり、高齢者就労に不可欠な団体として、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。

財団法人伊丹スポーツセンターについては、市民のスポーツ振興と健康づくりに大きく寄与していること、また、スポーツ施設等の大規模な資産を保有しており、新たな市の損失補償なしには資産の大規模改修や建て替えなどが不可能ではありますが、今後 10 年間程度は大規模改修の必要はなく、その必要性が生じた時に、PFI の活用等、その時点の社会経済状況にあわせた手法について検討することとし、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。

公益財団法人柿衛文庫（H.23.11.1.～公益財団法人）については、ことば文化都市を標榜する伊丹市の拠点施設として重要な役割を担っており、資産のうち建物は財団が保有しておりますが、当面の大規模改修の必要がないことと、施設規模も小さいことから市の単年度の補助で可能なことから、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。

公益財団法人伊丹市文化振興財団については、市民の文化・芸術活動の振興に大きく寄与しており、市が直接運営するよりも専門性・機動性をもって運営しており、資産も保有していないことから、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。

ただし、9 ページの「まとめ」でも述べているように、これら 4 団体について課題がないとオーソライズしたものではないことを念のために特記しておきます。

市の出資比率25%以上の団体の財政状況について

(単位:千円)

団体名	団体の状況				経常収支 (※1)	損失補償 (債務保証) 契約に係る 債務残高 25年度未見込	補助金	内 訳			
	損失 補償等	採算性	理由	資産の 保有状況				債務償還	人件費	運営補助 (人件費除く)	建設補助 (債務償還除く)
伊丹市社会福祉事業団	無	有	-	-	66,196	70,725	0	0	0	0	0
伊丹コミュニティ放送株式会社	無	有	-	-	219	-	0	0	0	0	0
公益財団法人阪神北広域救急医療財団	無	有	-	-	457	-	0	0	0	0	0
公益社団法人伊丹市シルバー人材センター	有	無	標準評価 方式「E」	有	△ 36,228	16,000	38,849	16,553	7,996	14,300	0
公益財団法人伊丹スポーツセンター	有	無	標準評価 方式「E」	有	△ 53,277	54,572	55,708	31,018	24,690	0	0
公益財団法人柿衛文庫 <small>(現在出資割合が25%以下ではあるが、建設時に損失補償を設定し補助金を支出していたため対象としている)</small>	無	無	経常収支 赤字	有	△ 81,720	-	70,870	0	34,421	18,802	17,647
公益財団法人伊丹市文化振興財団	無	無	経常収支 赤字	無	△ 43,107	-	53,987	0	49,367	4,620	0
伊丹都市開発株式会社	無	有	-	-	27,140	-	0	0	0	0	0

※1:経常収支は市の補助金を控除した額で算出

※2:平成25年度決算額で算出

※ 内は採算性がないとされる団体



現状においても採算性のない4団体は、経営の自立化を図るため抜本の見直しをする必要がある。

採算性のない団体の整理と今後の方向性について

◆公益社団法人伊丹市シルバー人材センター

◎H23 経営検討意見書の整理

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年5月25日法律第68号)に基づき県の指定を受けた団体であり、高齢者就労に不可欠な団体として、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。



新たな損失補償は設定しない。
経営の効率化・合理化の余地について検討し、速やかに取り組む。

◆公益財団法人伊丹スポーツセンター

◎H23 経営検討意見書の整理

市民のスポーツ振興と健康づくりに大きく寄与していること、また、スポーツ施設等の大規模な資産を保有しており、新たな市の損失補償なしには資産の大規模改修や建て替えなどが不可能ではありますが、今後10年程度は大規模改修の必要性はなく、その必要性が生じた時に、PFIの活用等、その時点の社会経済状況にあわせた手法について検討することとし、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。



新たな損失補償は設定しない。
保有する資産の大規模改修等の可能性を踏まえ、抜本的改革を含む経営健全化の検討。

◆公益財団法人柿衛文庫

◎H23 経営検討意見書の整理

ことば文化都市を標榜する伊丹市の拠点施設として重要な役割を担っており、資産のうち建物は財団が保有しておりますが、当面の大規模改修の必要がないことと、施設規模も小さいことから市の単年度の補助で可能なことから、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。



新たな損失補償は設定しない。
保有する資産の大規模改修等の可能性を踏まえ、抜本的改革を含む経営健全化の検討。

◆公益財団法人伊丹市文化振興財団

◎H23 経営検討意見書の整理

市民の文化・芸術活動の振興に大きく寄与しており、市が直営するよりも専門性・機動性をもって運営しており、資産も保有していないことから、第三セクター等改革推進債検討の対象から外しました。



経営の効率化・合理化の余地について検討し、速やかに取り組む。

第三セクターのうち株式会社の財務状況等について

会社名	出資額	実質価額	H25 純資産 (A)	保有率 (B)	保有 株式	発行 株式総数	H25 純利益	H25 利益剰余金	1株当 り利益	配当の状況
(株)ベイ・コミュニケーションズ	40,000千円	113,407千円	11,340,696千円	1.00%	800株	150,810株	817,915千円	3,502,696千円	5,423円	1,500円 × 800株 = 1,200,000円
(株)アリオ	30,000千円	39,127千円	176,724千円	22.14%	600株	2,710株	9,025千円	41,224千円	3,330円	
伊丹都市開発(株)	358,950千円	484,704千円	627,904千円	77.19%	7,179株	9,300株	15,734千円	162,904千円	1,692円	
(株)サンテレビジョン	900千円	543千円	2,362,393千円	0.02%	1,800株	1,940,000株	363,657千円	1,378,719千円	187円	
伊丹シティホテル(株)	250,000千円	29,411千円	441,148千円	6.67%	5,000株	75,000株	3,292千円	△ 3,308,851千円	44円	
伊丹コミュニティ放送(株)	40,000千円	56,424千円	141,061千円	40.00%	800株	2,000株	△ 470千円	41,061千円	△ 235円	
阪神友愛食品(株)	2,350千円	512千円	18,169千円	2.82%	47株	1,667株	△ 4,598千円	△ 65,180千円	△ 2,758円	

※実質価額：市場価格がないため公会計総務省改定モデルによる算出方法を使用【純資産[資産－負債](A) × 保有率(B)】

◇参考：会社法（一部抜粋）

（株主の権利）

第105条 株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

一 剰余金の配当を受ける権利

（株主に対する剰余金の配当）

第453条 株式会社は、その株主（当該株式会社を除く。）に対し、剰余金の配当をすることができる。



**株主として、利益配当を受ける権利を行使し積極的な財源確保をすべきではないか。
利益配当を行わない場合でも、当該法人が実施する公的サービスとして市民に利益還元すべきではないか。**